

『守護國家論』に見られる日蓮聖人の浄土觀

笹 津 海 道

特に注目した場合、それを表す聖人の説示の代表的なものとして捉えられ、先師の多くの論文中常に引用されて来たのが『觀心本尊抄』の四十五字段である。

今本時婆娑世界離三災出タル
仏既過去不滅未來不生。所化以同体ナリ

三千具足三種世間也⁽¹⁾。

日蓮教學に於いて浄土が検討される場面では、遺文中に身受けられる婆娑淨土觀と、それを基調に展開する「立正安國」の思想、更に「靈山往詣」思想が常に注目されて來た。これら浄土に関する日蓮聖人の説示を拝見すると、一見、聖人のお考えの中に現世の浄土としての婆娑淨土と来世の浄土としての靈山淨土の二つの浄土觀が共存している様にも捉えられる。然して旧來の研究に於ては、婆娑淨土觀と靈山淨土觀の比較・会通という作業が頻繁に行われて來ており、先学諸師の内では或いは相矛盾するものとの解釈、或いは同一不二の浄土觀とする解釈、或いは両淨土觀の共存を認める解釈等があり、一定の見解は得られていない。

そうした中で、聖人の現世の浄土觀たる婆娑淨土觀を

いて
かしながら右挙した『本尊抄』の一節は、その前段に於

文心釈尊因行果徳、二法妙法蓮華經五字具足。我等受持此五字、自然譲與彼因果功德。(2)

と、妙法五字の受持による釈尊の因果二法の受得、即ち「受持成仏」を前提として説かれたものであり、「受持成仏」という聖人独自の成仏観と密接な関りがある説示である以上、端的に天台教学の「娑婆即寂光」の淨土觀と同一視することに疑問が投げかけられるのである。そこで聖人の淨土觀の本質を見極めるためには、教学大成の書とされる『本尊抄』に到達するまでの、聖人の淨土觀成立の過程を追うことが肝要と考えられる。よって本文では、聖人の教学の出発点であり、真撰として信頼できる文献である『守護國家論』に着目してみたい。

二

『守護國家論』は正元元年（一二五九）聖人三十八歳の折の述作である。真蹟は身延山に曾存したもの、明治八年の大火によつて焼失した。

旧来本書は、佐後の述作と比較すると天台教学に依憑する説示が多いと見成され、或いは『立正安國論』の草稿、或いは伝教大師最澄撰『守護國界章』の模倣等と捉えられ、日蓮教学の書としての評価は高いものではなか

つた。しかるに、茂田井、浅井両教授が『國家論』中に五義の各要素が見出されることを指摘され(3)、更に小松邦彰教授が論稿『守護國家論の一考察』に於いて「淨土教批判に限局してみても、その精緻な論理の展開は、佐後の体系化された教学と、何ら変わりないものを見るのであって、國家論が聖人の思想史に極めて重要な位置を有つものであることは明らかとなつたであろう。」と結論付けられて以来、『守護國家論』は日蓮教学に於いて初期を代表する述作として重要視されるに到つた(4)。かかる『守護國家論』の題号は聖人自ら冠されたものである。述作のきっかけは同書中に

去正嘉元年、大地大動、同一年大雨大風失苗實。
定喪、國惡法有此國歟勘也。(5)

とされていいるように正嘉元年（一二五七）の大地震、同二年の大風等の被災による民衆の混乱と困苦の様相にあつた。この原因を「惡法此國に有り」と考えられた聖人は、かねてから批判されていた淨土教信仰、殊に法然房源空上人（一一三三—一二一二）の『選擇本願念佛集』に於ける誹謗正法が元凶であると看破された。そして過去に『選擇集』批判を試みた『淨土決義鈔』『彈選擇』『摧邪輪』等をして『選擇集』の謗法の根元が見えて居

らず、還つて流布を増したとしてこれらを退け、完全に『選擇集』の淨土信仰を破拆し、その謗法を明らかにして真の安穩の追求を目的とされたのが『守護國家論』である。

『守護國家論』は、七文十六段に聖人自ら科段分けされ、小松師が「國家論は源空淨土教批判を主目的とするものであるが、本書によつて必然的に（主觀的にも客觀的にも）聖人自身の教學大系の構築が進められることになつた⁽⁶⁾。」と評されている様に、整束された理論構成がなされている。

さて、『守護國家論』の概容であるが、前半四文を中心によつて必然的に（主觀的にも客觀的にも）聖人自身の教學大系の構築が進められることになつた⁽⁶⁾。と評されている様に、整束された理論構成がなされている。

大文第一は「明_ス下於_テ如來經教_ニ定_{ムルコトヲ} 権實_一教_ヲ」とされ、第一段にて天台教學によつて釈尊說法の一代五時を明かし、第二の諸經の淺深を明かす段にては「二乘作仏、久遠完成の開顯を以て法華經の最勝を説かれ、教法の浅深によつて經の勝劣を判ずることを表明される。更に第三段では方便品の「仏自住大乘（中略）自證無上道大乗平等法。若以小乘化（中略）我則墮懼貧（7）。」の文、寿量品の「樂於小法（8）」の文を以つて、法華經以外の諸

經は全て小乘であり、法華經のみが大乘教であるとされる。第四段では、譬喻品、見宝塔品、勸發品、藥王品、神力品等法華經の諸品及び涅槃經の、合計十の經文を引用され、法華經の末法に弘まることは仏意であることを提唱されて、權教を捨て、法華一經を信仰すべきことを述べて居られる。

大文第二は「明_ス下就_ニ正像末_有佛_{ルコトヲ} 法_ニ興廢_上」とされ、末法に久住すべき法を述べて居られる。第一段では爾前諸經内の淨土三部經と他の爾前經の久住不久住について述べられ、爾前諸經中に於いては末法に能く久住する自身受けられ、天台妙樂両大師も信仰していたと思われる淨土三部經について、爾前諸經に於いて末法に於ける久住不久住を問うこと自体を「不可一定⁽⁹⁾」と否定される。次に第二段にて、無量義經の「四十余年未顯真実⁽¹⁰⁾」の文、法師品の「已今當三說超過⁽¹¹⁾」宝塔品の諸仏來集と「令法久住⁽¹²⁾」の文、勸持品の「我不愛身命⁽¹³⁾」の誓文、藥王品の十喻と「後五百歲中廣宣流布⁽¹⁴⁾」の文等を以つて、法華經の末法に於ける久住を顯す証文とし、法華經と末法の時機相應の関係について明らかにされる。

大文第三に於いては「明_ス選擇集謗法緣起_ヲ」と題され、

『選擇集』の五失を指摘されて法然淨土教の有り方を徹底的に破拆されている。まず第一に、法然の淨土教選択が末代劣機の立場から、機根に相応した教法を選択した人間中心のものであり、仏法に難易の二門を設け、念佛と比較すると、行じ易さ、功德の両面に於て数倍勝る法華經の五十展転・一念信解等を閣き、念佛を最易行、最勝の行法として仏意に背き道俗を迷わした失。第二に法然の引用した曇鸞、道綽・善導ら支那淨土教三師の聖道・淨土二門、難行・易行二道の教判は爾前大乘の教判であつたにも関らず、法華經を教判の内に入れたこと等、先師の本意に背いた失。第三に自らの基準によつて、法華・真言等の行者を群賊等に譬える失。第四に千中無一と法華經を評し、法華經を行ずる者に疑惑を生ぜしめた失。第五に自分自身の信仰計りでなく、人をして実教を捨てさせた失。これらの五失を挙げた聖人は源空一人の誤りであると評し、法然をして「則断一切世間仏種」の者と位置付けられたのである。

大文第四では「_{出下可レ対}^ス_治^キ謗法者_{証文上}^ス」とされ、第一段にて仁王經、大集經、涅槃經、金光明經の經文により、國王はその権力によつて正法を護持する義務があり、若し謗法者が有つてこれを対治しない場合、善神捨

国によつて災難が起ることを明し、当時の日本と照合される。第二段では涅槃經の文に依り、謗法者が有る場合、國王は刀剣をも辞さぬ確悟で断然これを対治すべきであると述べて居られる。

大文第五では「_{明レ難キコトヲ}^ス値_ニ^ヒ善知識並_ニ^ヒ真実法」^スとされ、第一段では涅槃經の「爪上の土の譬え」を引用し、人間として生れ、法華涅槃の經に合うことが非常に困難であることを述べられ、第二段では、たとえ人間として生れ法華涅槃の經にめぐり合う幸運にあつても、『選擇集』等の悪知識を信じ、法華涅槃に不信を至せば三惡道に墮すことを述べて居られる。更に第三段に於いて、「依法不依人」の涅槃經の文により、正師を失つた末代に於ては法華・涅槃の教法を正師と仰ぐべきであるとされ、「法華經釈迦牟尼佛也⁽¹⁵⁾」と法仏一如の思想を示されている。

大文第六では「_{明下依ル}^ス法華涅槃_二^ス行者用心_上^ヲ」とされ、第一段にて涅槃經の文に依り、正法護持によつて生死を離れるべきことが明かされ、第一段にては陀羅尼品の「受持法華名者福不可量⁽¹⁶⁾」の文、提婆品の「聞妙法華經提婆達多品（中略）不墮地獄・餓鬼・畜生⁽¹⁷⁾」の文、涅槃經名字功德品の「若有善男子善女子人聞是経名

生惡趣者無有是處⁽¹⁸⁾」等の文に依り、法華の名号を唱題する者は宿善甚厚にして、解心無くとも三惡道を脱れることが明される。第三段では、法華涅槃のどちらを依經とすべきかという問い合わせに対し、方便品の「今正是其時⁽¹⁹⁾」寿量品の「毎時作是念（中略）即成就仏身⁽²⁰⁾」、神力品の結要付囑の経文を引用し⁽²¹⁾、これを法華経が釈尊の本意である証文として捉えられ、涅槃経を法華経の流通分として位置付けられている。

大文第七にては、大勢力を保つ淨土教等爾前經信奉者に対し、勢力弱小な法華經至上主義者が論難を加えられた時の対応策を明され、無量義經の「四十余年未顯眞實」の文、法師品の己今當三說超過の説示、寿量品に於ける本仏の開近顯遠の有無を法華最勝の証文として、常に權宗の者と対峙し、仏意を以つてこれを破拆すべきことを述べて居られる。

以上が『守護國家論』の概容である。

三

さて聖人は『國家論』大文第六第二段に於て、唱題によつて三惡道を脱れるべきことを証明した後、問云 法華經修行者可レ期ニ何淨土耶⁽²²⁾。

という問い合わせを設けられる。『選擇集』批判によつて、當時既に国民的な淨土觀と言つても過言ではない淨土觀であつた極樂往生思想を、徹底的に破拆した聖人にとって、極樂に対するべき絶対の救済の世界を明示しておく必要があつた。その解答として

答云 法華經二十八品肝心^{タル}壽量品云 我常在此娑婆世界^ト亦云 我常住於此。亦云 我此土安穩文。如^ニ此文^ニ本地久成圓仏在^ニ此世界^ニ。捨^ニ此土^ヲ可^レ願^フ何^ノ土⁽²³⁾。

と述べられ、本仏の淨土が娑婆世界であることを明示されて、極樂往生等他土への願生の無意味を指摘されるのである。小松教授が「聖人は自らに課した娑婆復權の課題を（中略）淨土顯現の状態のままに事相の法界を示された法華經本門壽量品によつて解決した⁽²⁴⁾」と述べて居られる様に、自身の淨土の捉え方を示すと同時に、『選擇集』によつて穢土として完全否定された娑婆世界を淨土として復權せしめたのである。更に
故法華經修行者所住處可^レ思^ニ淨土^ト⁽²⁵⁾。

とされ、神力品、涅槃經の文を引用した後
信^{スル}法華經涅槃^ヲ行者非^レ可^レ求^ニ余処^ヲ。信^ニ此經^ヲ人所住処即淨土也⁽²⁶⁾。

と記されて、浄土を、法華經を信じ修行する者の住処として定義付けられ、更にその所在が娑婆にあることを明言される。

次に、爾前の諸經並びに法華經に於ても兜率、西方、十方の浄土を勧めているのに、何故穢土とされた娑婆を淨土と説くのかという問い合わせに対して

爾前淨土久遠実成釈迦如來所現淨土^{ニシテ}實^{ニハ}皆穢土也。

(中略) 至^テ壽量品^ニ定^ル淨土^ヲ時^ト此土^{即^ム}定^ム淨土^ト了⁽²⁷⁾

と答えられ、娑婆以外の浄土を穢土として棄却し、

不^レ信^セ法華經^ヲ衆生誠無^キ分添淨土^者也⁽²⁸⁾。

として、末代の衆生が求め得る浄土は娑婆をおいて他には無いと明言されるのである。

『守護國家論』に於いては、かく説示される聖人の娑婆淨土觀であるが、その特徴として以下の点が指摘できる。

まず第一点に、寿量品に於ける本国土妙開顯を基調に娑婆の浄土を説かれる点、天台教學を踏襲したものには間違いないこと。聖人が純粹天台教學にのつとり、法華經至上主義者の立場から娑婆復權を志されたことは容易に想像し得る。

第二に、聖人は現実の娑婆を浄土として認めず、娑婆の浄土を法華經の修行者、信者の住所と定義付けた点に於いて、既に天台教學を超克していたこと。即ち「仏凡一如」「淨穢不二」とする天台教學に於ける娑婆即寂光觀とは明らかに性格を異にしている。かかる指摘は既に小松師によつてなされている。

第三に、かかる聖人の浄土に関する定義は神力品、分別功德品等に立脚していることである。大文第一第四段に於て、末法に於て法華經の弘まるべき必然性を、十の経文を引用して証明して行く中で、

法華經第七說^テ行^{スル}法華經^ヲ者^ノ住處^{上云} 於如來滅後應

當一心受持讀誦說書寫如說修行。所在國土乃至若

經卷所住之處(中略)當知是處即是道場。諸佛於此

得阿耨多羅三藐三菩提^是⁽²⁹⁾。

とし、神力品の文に基きつつ、法華經行者の住所が諸仏が成仏した浄土に他ならないことを述べており、同經文をして法華經行者の住所が浄土であることの証文として再度引用されて居られるので、神力品の一節によつて聖人が浄土を定義されたのは明らかである。又法華經信者の住処を浄土と捉えて居られるのは、大文第六に於ては経文の引用を以つて証明されてはいないが、大文第三に

於いて、念佛を始め、權教の行法に対して法華經の一念信解、五十展轉の功德や行じ易さが非常に優れていることを論じ⁽³⁰⁾、大門第五にて法華經を信することは希なことであると、その価値を評し⁽³¹⁾、更に大門第六に於いて法華經の信行である唱題によつて三惡道を脱れることを述べ⁽³²⁾、要するに法華經を信ずる事の価値を定義付けた上で、淨土の説示であるので、聖人の娑婆淨土觀に於ける分別功德品の価値は大きいと言えるだろう。

第四に、淨土たる条件である法華經の修行や信は、唱題を示唆したものであることは言うまでもない。されば

『守護國家論』に於ける淨土の論理構成は、「受持成仏」や「一念三千の受得」の説示こそ見られないが、『本尊抄』の四十五字段の構成と全く同じものであることが分かる。更に他の淨土を穢土として棄却し、唯一娑婆世界を淨土とすることも、『開目抄』に於ける

今爾前述門にして十方を淨土とがうして此土を穢土ととかれしを打かへして、此土は本土となり十方淨土は垂迹の穢土となる(33)。

との説示と全く同義のものであると言える。則ち、佐後を待たなければならない解釈も認められるものの、聖人の淨土觀は『守護國家論』の時期に於いて、その基礎は

完成されていたと言えるだろう。

第五に、『守護國家論』を通じて聖人が法然の謗法を指摘するに当たり、その判断の基準となつてゐるのが仏意に叶つてゐるか否かということである。しかれば聖人の淨土の説示に於ける「法華經の行者・信者」とは仏意に叶つた者に外ならない。則ち、淨土に住するということとは「仏意に叶うこと」、「仏意の中に身を置くこと」ということができるのであり、聖人が住することを望まれた淨土は、ある意味では仏意そのものと言うこともできよう。

四

以上の様に『守護國家論』に於ける娑婆淨土の説示について検討してみた。結果として聖人の淨土觀の出發点に於て、聖人の淨土觀は現実の娑婆世界を淨土として認めるものではなく、神力品、分別功德品を基調に、法華經の「信」「行」たる唱題を行う者の住所を淨土として定義付け、それを唯一不二の本仏の娑婆淨土と認識するものであることが明らかになった。更に『國家論』に於ける淨土の説示が、佐後に到るまで一貫されるものであることが確認されたため、あらためて小松教授の『國家

論』に対する評価の正当性が認識された。

- (1) 註
『昭和定本日蓮聖人遺文』(以下『定遺』と省略) 七一二
頁
- (2) 同右 七一一頁
- (3) 茂田井教亨著『觀心本尊抄研究序説』、浅井円道稿「五義
判の形成過程の考察」(大崎学報一一八号所収) 参照
- (4) 小松邦彰稿「守護國家論の一考察」 大崎学報一二五号
一一二頁
- (5) 『定遺』一一六頁
- (6) 小松邦彰前掲稿九八頁
- (7) 『大正新修大藏經』(以下『正藏』と省略) 九卷八頁a
- (8) 同右九卷四二二頁c
- (9) 『定遺』一〇一頁
- (10) 『正藏』九卷三八六頁b
- (11) 同右同卷三二一頁b
- (12) 同右同卷三三三頁c
- (13) 同右同卷三六頁c
- (14) 同右同卷五四頁c
- (15) 『定遺』一一三頁
- (16) 『正藏』九卷五九頁b
- (17) 同右同卷三五頁a
- (18) 同右十二卷三八四頁c
- (19) 同右九卷八頁a
- (20) 同右同卷四四頁a
- (21) 同右同卷五二頁a
- (22) 『定遺』一二九頁
- (23) 同右同頁
- (24) 小松邦彰前掲稿一〇八頁
- (25) 『定遺』一二九頁
- (26) 同右同頁
- (27) 同右一三〇頁
- (28) 同右同頁
- (29) 同右九六頁『正藏』九卷五二頁a
- (30) 『定遺』一〇八頁取意
- (31) 同右一二〇頁取意
- (32) 同右一二二七頁取意
- (33) 同右五七六頁